



# 日本アマチュア無線連盟 アンテナ第三者 賠償責任保険

(施設賠償  
責任保険)のご案内



社団法人日本アマチュア無線連盟の賠償責任保険制度は、社団法人日本アマチュア無線連盟会員の皆様方が心配される無線機器、アンテナ、タワー等に起因した他人への損害賠償責任リスクを補償する、社団法人日本アマチュア無線連盟会員の皆様方だけがご加入いただける保険制度です。現在ご加入の皆様も、未加入の皆様も、この機会に是非ご加入ください。なお、募集期間は10/5～12/12郵便振込分までの年1回募集となり、それ以降のご加入は出来ませんので、あらかじめご注意ください。

## 募集期間

2011年10月5日～2011年12月12日郵便振込分まで

## 保険期間

2012年1月1日午後4時～2013年1月1日午後4時まで



ご注意ください!

## ご加入締切

2011年12月12日(月)

とじこみの払込取扱票(兼加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、郵便局にて保険料をお振り込みください。

払込取扱票が加入依頼書となりましたため、保険料をお振り込みいただきますとご加入のお手続きは完了となります。加入者証は2月上旬までに送付いたします。

※加入依頼書を別途送付いただく必要はございません。

### ■ 制度のお問い合わせ先

社団法人 日本アマチュア無線連盟(会員部会員事業課)

TEL.03-5395-3109 FAX.03-5395-3134 〒170-8073 東京都豊島区巢鴨1-14-5

### ■ 保険内容の詳細についてのお問い合わせ・ご加入のお手続きならびに万一事故が発生した場合のご連絡先 取扱代理店 保険のひびき

TEL.03-6659-5751 FAX.03-6659-5752 〒158-0083 東京都世田谷区奥沢7-3-13 プチプラン3F

### ■ 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課 広域法人部 法人第一課

TEL.03-3515-4147 FAX.03-3515-4148 〒102-0075 千代田区三番町6-4

本制度の約款については、下記URLをご覧ください。

[http://www.jarl.or.jp/japanese/5\\_Nyukai/hokenseido.htm](http://www.jarl.or.jp/japanese/5_Nyukai/hokenseido.htm)

# アンテナ第三者賠償責任保険(施設賠償責任保険)

他人の身体・生命を害したり(対人事故)、他人の財物を損壊したり(対物事故)、賠償事故は予期しない時に思わぬ形で発生します。「アンテナ第三者賠償責任保険」は、無線機器、タワー、アンテナ等の施設の所有、使用または管理に起因する対人・対物事故によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

## 対象となる損害

JARL会員の方が所有・使用もしくは管理しているアマチュア無線機器(アンテナ、ローテーター、タワー本体等)(以下「施設」といいます。)の安全性の維持・管理の不備や構造上の問題によって、保険期間中に生じた対人・対物事故について、被保険者(補償を受けることができる方をいい、ご加入のJARL会員ご本人を指します。)が他人(同居する親族は除きます)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害につき、保険金をお支払いします。

(例)

- 定められた保守点検等を行っていなかったため、止め具が外れてアンテナが倒れ、他人の財物を壊してしまった場合
- タワーが倒れ、歩行中の歩行者を負傷させてしまった場合
- アンテナの一部がメンテナンスを行っていなかったために落下し、他人の車を損傷させてしまった場合

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者・保険契約者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 従業員の業務従事中の死亡・ケガ・疾病に起因する賠償責任
- 排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- 他人から借りたり預かったりしている物など、被保険者の管理下にある財物の滅失、破損、汚損に起因するその財物の正当な権利者に対する賠償責任
- 石綿(アスベスト)、石綿を含む製品、石綿の代替物質、石綿の代替物質を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- 核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等による有害な特性またはその作用に起因する損害
- 汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出に起因する損害(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合を除きます)
- 給排水管等またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出に起因する損害
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- 施設の工事に起因する賠償責任
- 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外における船や車両(自転車等人力によるものを除きます。)または動物等の所有、使用または管理に起因する損害
- 被保険者の占有を離れた商品・飲食物等に起因する損害
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 被保険者ご自身や被保険者と同居の親族が所有する物(例:家屋・自動車等々)を損壊させてしまった場合
- 日本国外において発生した事故、日本国外において行われた行為に起因する事故は、補償されません。
- その他法律上の損害賠償責任が発生しない事故(注)によるもの 等

(注)風災事故は、基本的にアンテナ第三者賠償責任保険の対象ですが、台風等で通常の風とは著しく程度を異するような場合には、不可抗力として法律上の賠償責任は発生しないとされることがあり、その場合にはアンテナ第三者賠償責任保険の対象外となります。

なお、不可抗力であるかどうかについては、予見可能性・注意義務の程度・事故との因果関係などを十分に踏まえ、個々の事故毎に法律上の賠償責任の有無を法令等に基づき判定致します。

例えば、台風による事故の場合でも、アンテナの設置自体に管理上の問題があった場合などで、法律上の賠償責任が発生すると認められた場合にはお支払いの対象となります。

## 支払限度額・保険料

支払限度額	対人1名:1億円／1事故:2億円
	対物1事故:4,000万円
年間保険料	1,000円
保険期間	2012年1月1日 午後4時～2013年1月1日 午後4時まで
お手続き期間	～2011年12月12日(月)

※免責金額(=保険金支払対象となる損害額から差し引かれる額をいいます。この部分をご加入者ご自身で負担いただく金額です)は対人、対物とも1事故あたり1,000円となります。

- 上記保険料はタワー1基あたりの保険料となります(1基のタワーに架設されているアンテナ群はタワー1基に含めます)。タワーが2基以上ある場合、保険料は基数倍となりますのでご注意ください。
- ベランダおよび屋上に架設している場合、手すりなどによって複数アンテナが接続されている際には1基となります。
- 万一、タワーやアンテナが倒壊し、加入者ご自身や同居の親族が所有する家屋を損壊しても本保険では補償されません。別途、保険を手配していただく必要がありますので、取扱代理店までお問い合わせください。

## 保険金の種類とお支払い方法

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金  
法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認、賠償金額の決定についてはあらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。
- ②争訟費用  
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
- ③緊急措置費用  
被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ④損害防止軽減費用  
被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
- ⑤協力費用  
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

保険金のお支払いは次のとおりです

- ・上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

## ご注意いただきたい点

- お振込の際には必ず添付の払込取扱票をご使用ください。(電信振替(口座間の送金)は使用しないでください。)
- お振込の際には受付局日付印を押した「払込金受領証」をお受け取りの上、加入者証が届くまでお手元に保管ください。
- 加入者証は2月上旬までに発送いたします。「はがきタイプ」での発送となりますのでご注意ください。(保険証券は契約者である日本アマチュア無線連盟が保有するためご加入者へは届きません。)
- 加入締切後は本制度へのご加入はできませんので、個別にご契約を希望される場合は代理店にお問い合わせください。その場合の保険料・補償条件は代理店へお問い合わせください。

## <加入依頼書ご記入上の注意点・記入例>

払込取扱票が加入依頼書です。

払込取扱票に必要な事項をご記入のうえ郵便局にて保険料をお振込みいただきますと、ご加入のお手続きは完了となります。加入者証は2月上旬までに送付いたします。

※加入依頼書を別途送付いただく必要はございません。

### 申込方法

●とじこみの払込取扱票(兼加入依頼書)に必要な事項をご記入のうえ、郵便局にて保険料をお振込みください。  
→ご加入のお手続きは完了となります。

※加入依頼書を別途送付いただく必要はございません。

**⚠ 締切は12月12日(月)です**

- ①払込取扱票(兼加入依頼書)に必要な事項をご記入のうえ、保険料は必ず郵便局またはゆうちょ銀行からお振込みください。(他の方法による受付はできません)
- ②振替払込金受領証は保険料振込の証となりますので、保管くださいますようお願いいたします。

### ご記入に際して

- ①コールサインを必ずご記入ください。
- ②アンテナ第三者賠償責任保険の保険料は、タワー1基あたり1,000円となります。タワーを複数所有されている方は所有基数を記入のうえ、基数倍(1,000円×□基)して保険料を算出してください。
- ③タワーの所在地が払込人住所と異なる場合は、必ずタワーの所在地および基数を記入してください。
- ④次ページ記載の「個人情報の取り扱いに関するご案内」の内容について、確認の上、ご捺印ください。

①コールサイン・郵便番号を必ずご記入ください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00 東京	口座記号番号	001700	001700
	金額	766266	766266
加入者名	料金額		
社団法人 日本アマチュア無線連盟	備考	加入者名	社団法人 日本アマチュア無線連盟
日本アマチュア無線連盟御中 アンテナ第三者賠償責任保険 加入依頼書	加入依頼日	金額	2000
TEL: (03) - XXXX - XXXX	2011年 ▲月▲日	おなまえ	▲▲▲▲▲
コールサイン	住所	ご依頼人	無線一郎様
平100-0004	東京都千代田区大手町1-5-1	料金額	円
氏名	ご加入時の確認事項(捺印兼用)	備考	
無線一郎	1,000円×☆?基= 2,000円		
☆タワー等施設の所在地①(※と異なる場合のみ記入)	日		
☆タワー等施設の所在地②(※と異なる場合のみ記入)	附		
☆利用申請書欄	印		
☆加入者証の発行			
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第53072号)			

この受領証は、大切に保管してください。

③払込人住所と異なる場合には  
所在地・基数をご記入ください。

②基数・保険料を  
必ずご記入ください。

**⚠ 12月13日(火)以降  
はこの用紙はご使用  
になれません**

## もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面を取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。  
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

## ご加入の際のご注意

### 〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告知受領権があります)。

### 〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

### 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。  
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

### 〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。  
①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合  
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合  
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 個人情報の取り扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)、を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結・更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

## (社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



# 0570-022808

受付時間:平日午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)